

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年4月14日(2023.4.14)

【公開番号】特開2021-180725(P2021-180725A)

【公開日】令和3年11月25日(2021.11.25)

【年通号数】公開・登録公報2021-057

【出願番号】特願2020-87054(P2020-87054)

【国際特許分類】

A 63 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 5/04 661

A 63 F 5/04 620

【手続補正書】

【提出日】令和5年4月6日(2023.4.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のリールと、

前記複数のリールにそれぞれ対応する複数のストップボタンと、
役の内部抽選を行う内部抽選手段と、

複数の遊技状態の間で遊技状態を移行させる制御を実行する遊技状態移行制御手段と、を備え、

前記複数の遊技状態には、第1遊技状態と、第2遊技状態と、が含まれ、

前記内部抽選には、第1当選態様と、第2当選態様と、が抽選の対象に含まれ、

30

前記第1当選態様は、第1小役と、第2小役と、第3小役と、が重複当選する当選態様であり、

前記第2当選態様は、第4小役と、第5小役と、が重複当選する当選態様であり、

前記第1小役は、前記第2小役と、前記第3小役と、よりも高い配当に設定され、

前記第4小役は、前記第5小役よりも高い配当に設定され、

前記第1遊技状態において前記第1当選態様に当選し、かつ前記複数のストップボタンが第1操作態様で操作された場合には、前記第1小役が入賞可能となり、

前記第1遊技状態において前記第1当選態様に当選し、かつ前記複数のストップボタンが第2操作態様で操作された場合には、前記第2小役が入賞可能となり、

前記第1遊技状態において前記第2当選態様に当選し、かつ前記複数のストップボタンが第3操作態様で操作された場合には、前記第4小役が入賞可能となり、

40

前記第1遊技状態において前記第2当選態様に当選し、かつ前記複数のストップボタンが第4操作態様で操作された場合には、前記第5小役が入賞可能となり、

前記第2操作態様は、前記第1操作態様と第1停止操作されるストップボタンが共通し、かつ前記第1操作態様とは異なる操作態様であり、

前記第4操作態様は、前記第3操作態様と第1停止操作されるストップボタンが共通し、かつ前記第3操作態様とは異なる操作態様であり、

前記第2遊技状態において前記第1当選態様に当選し、かつ前記複数のストップボタンが前記第1操作態様で操作された場合には、前記第3小役が入賞可能になり、

前記第2遊技状態において前記第2当選態様に当選し、かつ前記複数のストップボタン

50

が前記第3操作態様で操作された場合には、前記第5小役が入賞可能になる、
ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、複数のリールと、
前記複数のリールにそれぞれ対応する複数のストップボタンと、
役の内部抽選を行う内部抽選手段と、
10

複数の遊技状態の間で遊技状態を移行させる制御を実行する遊技状態移行制御手段と、を
備え、

前記複数の遊技状態には、第1遊技状態と、第2遊技状態と、が含まれ、
前記内部抽選には、第1当選態様と、第2当選態様と、が抽選の対象に含まれ、
前記第1当選態様は、第1小役と、第2小役と、第3小役と、が重複当選する当選態様
であり、

前記第2当選態様は、第4小役と、第5小役と、が重複当選する当選態様であり、
前記第1小役は、前記第2小役と、前記第3小役と、よりも高い配当に設定され、
前記第4小役は、前記第5小役よりも高い配当に設定され、
20

前記第1遊技状態において前記第1当選態様に当選し、かつ前記複数のストップボタン
が第1操作態様で操作された場合には、前記第1小役が入賞可能となり、

前記第1遊技状態において前記第1当選態様に当選し、かつ前記複数のストップボタン
が第2操作態様で操作された場合には、前記第2小役が入賞可能となり、

前記第1遊技状態において前記第2当選態様に当選し、かつ前記複数のストップボタン
が第3操作態様で操作された場合には、前記第4小役が入賞可能となり、
前記第1遊技状態において前記第2当選態様に当選し、かつ前記複数のストップボタン
が第4操作態様で操作された場合には、前記第5小役が入賞可能となり、
前記第2操作態様は、前記第1操作態様と第1停止操作されるストップボタンが共通し、
かつ前記第1操作態様とは異なる操作態様であり、
30

前記第4操作態様は、前記第3操作態様と第1停止操作されるストップボタンが共通し、
かつ前記第3操作態様とは異なる操作態様であり、

前記第2遊技状態において前記第1当選態様に当選し、かつ前記複数のストップボタン
が前記第1操作態様で操作された場合には、前記第3小役が入賞可能になり、

前記第2遊技状態において前記第2当選態様に当選し、かつ前記複数のストップボタン
が前記第3操作態様で操作された場合には、前記第5小役が入賞可能になる、
ことを特徴とする。